

第50回衆議院議員総選挙 第26回最高裁判所裁判官国民審査について

■ 基本事項

投票日:令和6年10月27日(日) 午前7:00~午後8:00*

○ 期日前投票期間:10/16(水)~10/26(土)午前8:30~午後8:00*

※投票所により投票可能時間が異なることがあります。

○ 有権者:投票日に満18歳以上である者

令和6年10月28日(10月28日を含む)までに18歳の誕生日を迎える者

18歳になったら選挙に行こう!

■ 選挙運動(=特定の選挙について特定の候補者の当選を目的とする運動)

・ 選挙運動ができる期間:10/15(火)~10/26(土)

・ 選挙運動ができる者:満18歳以上の者

■ 選挙運動期間中に『できること』と『できないこと』の例

できること	<ul style="list-style-type: none">○ 直接または電話で投票や応援を依頼する。 (満18歳未満は不可)○ WEBサイト(HP、ブログ、X、Instagram、LINE等のSNS)を利用して投票や応援を依頼する。(満18歳未満は不可)
できないこと	<ul style="list-style-type: none">● 満18歳未満の者が投票や応援を依頼する。● 満18歳未満の者を選挙運動に誘う。● 電子メールを利用して投票や応援を依頼する。 (単に受信メールを転送することも不可)● 家を一軒ごとに訪問して投票や応援を依頼する。(戸別訪問)● 特定の候補者を応援する文書を作成して配布する。● 特定の候補者を応援する内容の文書やWEBサイトの情報をコピーして配付する。● 投票の見返りとして、金品をもらったり、もてなしを受けたりする。 (受けた方も罰則対象となる。)● 誰に投票したかを無理に聞き出す。

選挙運動や政治活動については、校則等の決まりや公職選挙法等の法律を守る必要があります。